



2024年9月30日

各 位

会 社 名 株式会社トライアルホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 亀 田 晃 一  
(コード番号: 141A 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員 副社長 古 橋 恵 司  
TEL. 03-6435-6308

### 当社完全子会社の取締役並びに当社及び当社完全子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

	当社完全子会社の取締役	当社及び当社完全子会社の従業員
(1) 払込期日	2024年10月30日	2025年1月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 7,326株	当社普通株式 158,632株
(3) 処分価額	1株につき3,420円	1株につき3,420円
(4) 処分総額	25,054,920円	542,521,440円
(5) 割当予定先	当社完全子会社の取締役6名 7,326株 ※社外取締役を除きます。	当社及び当社完全子会社の従業員 161名 158,632株
(6) その他	—	金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、①所定の要件を満たす当社完全子会社の取締役6名（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、金銭債権合計25,054,920円については本自己株式処分として当社の普通株式7,326株を付与すること、及び②所定の要件を満たす当社及び当社完全子会社の従業員161名（以下「対象従業員」といい、対象取締役と併せて「対象役職員」といいます。）に対し、金銭債権合計542,521,440円については本自己株式処分として当社の普通株式合計158,632株（以下、対象取締役に交付する当社の普通株式と併せて「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を3年（以下、譲渡制限期間が3年間の本割当株式を「本株式A」といいます。）、5年（以下、譲渡制限期間が5年間の本割当株式を「本株式B」といいます。）、7年（以下、譲渡制限期間が7年間の本割当株式を「本株式C」といいます。）又は10年（以下、譲渡制限期間が10年間の本割当株式を「本株式D」といいます。）と設定いたしました。各対象役職員の役位、職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象取締役に本株式Aを、対象従業員には本株式Aから本株式Dのうちいずれか又は複数を支給いたします。

対象役職員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象役職員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象役職員に対してのみ割り当てることとなります。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

##### (1) 譲渡制限期間

(i) 本株式Aにつき、対象取締役は2024年10月30日(払込期日)から2027年10月30日までの間、本株式Aを保有する対象従業員は2025年1月30日(払込期日)から2028年1月30日までの間(以下、いずれも「譲渡制限A期間」といいます。)、(ii) 本株式Bにつき、本株式Bを保有する対象従業員は2025年1月30日(払込期日)から2030年1月30日までの間(以下「譲渡制限B期間」といいます。)、(iii) 本株式Cにつき、本株式Cを保有する対象従業員は2025年1月30日(払込期日)から2032年1月30日までの間(以下「譲渡制限C期間」といいます。)、(iv) 本株式Dにつき、本株式Dを保有する対象従業員は2025年1月30日(払込期日)から2035年1月30日までの間(以下「譲渡制限D期間」といいます。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

(i) 本株式Aについて、本株式Aを保有する対象役職員が譲渡制限A期間中、(ii) 本株式Bについて、本株式Bを保有する対象従業員が譲渡制限B期間中、(iii) 本株式Cについて、本株式Cを保有する対象従業員が譲渡制限C期間中、(iv) 本株式Dについて、本株式Dを保有する対象従業員が譲渡制限D期間中、継続して、当社グループの経営コースに所属していたことを条件として、各譲渡制限期間が満了した時点において、本株式Aから本株式Dにつき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの経営コースの地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、各譲渡制限期間の開始日から当該地位喪失までの期間を踏まえた合理的な数の本株式Aから本株式Dにつき、それぞれ譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、(i) 譲渡制限A期間が満了した時点、又は譲渡制限A期間中に対象役職員が当社グループの経営コースの地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式Aを当然に無償で取得し、(ii) 譲渡制限B期間が満了した時点、又は譲渡制限B期間中に対象従業員が当社グループの経営コースの地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式Bを当然に無償で取得し、(iii) 譲渡制限C期間が満了した時点、又は譲渡制限C期間中に対象従業員が当社グループの経営コースの地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式Cを当然に無償で取得し、(iv) 譲渡制限D期間が満了した時点、又は譲渡制限D期間中に対象従業員が当社グループの経営コースの地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式Dを当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、各譲渡制限期間の開始日から当該承認された日までの期間を踏まえた合理的な数の本株式Aから本株式Dにつき、それぞれ譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年9月27日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,420円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上